

地方税に係る猶予制度の見直しについて

1 趣旨

平成27年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税法が改正（平成28年4月1日施行）されたことに伴い、猶予制度における猶予金額の納付方法や申請書の記載事項、担保の取扱い等について、津市市税条例の一部改正により定めるものとします。

2 津市市税条例における改正内容

(1) 徴収猶予の見直し

ア 猶予金額の納付方法の見直し

猶予金額の納付方法については、猶予に係る金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めるとしていたものを、的確な納税の履行を確保する観点から、猶予する期間内に猶予に係る金額を各月に分割して納付又は納入させる方法と定めるものとします。

イ 申請書の記載事項、添付書類の見直し

猶予該当事実や納税者の納付能力等を的確に判断し、猶予の手続を円滑に進める等の観点から、申請手続については、災害等により提出が困難な場合を除き、当該猶予を受けようとする者の氏名又は名称、住所又は居所及び個人番号に加え、猶予を受けようとする金額・期間、分割納付の方法その他必要事項記載の申請書に、当該猶予の事実を証する書類等を添付して申請すると定めるものとします。

ウ 担保の取扱いの見直し

これまで徴収猶予については、特別な事情がある場合を除き、猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合は、担保を徴取することとしましたが、円滑かつ効率的な納税の履行を確保する観点から、特別な事情がある場合を除き、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合に担保を徴取するものと定めるものとします。

エ 申請に係る訂正の手続等の見直し

確実な納付の履行を確保する観点から、提出された申請書及び添付書

類に不備があった場合は、申請者に書類の訂正又は提出を求め、その後、20日以内に訂正又は提出がなかった場合は、申請を取り下げたものとみなすと定めるものとします。

オ 猶予の取消事由の見直し

猶予制度の適正な運用及び確実な納付の履行を確保する観点から、新たに猶予に係る徴収金以外に国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、特定教育・保育施設利用者負担額（保育所入所負担金）並びに公共下水道事業受益者負担金及び分担金に債務の不履行が生じた場合は、猶予を取り消すことができると定めるものとします。

(2) 職権による換価の猶予の見直し

猶予該当事実や納税者の納付能力等を的確に判断し、猶予の手続を円滑に推進する観点から、猶予金額の納付方法、添付書類、担保の取扱い、取消事由については、上記の徴収猶予と同様に定めるものとします。

(3) 申請による換価の猶予の追加

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ確実な納税の履行を確保する観点から、申請による換価の猶予を追加し、申請期限を納期限から6月以内と定めるとともに、猶予金額の納付方法、申請書の記載事項、添付書類、担保の取扱い、取消事由については、上記の徴収猶予と同様に定めるものとします。

3 施行予定日

平成28年4月1日

4 今後の対応について

今回の内容につきまして、津市市税条例の一部の改正についての議案を平成27年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。